

平成二十八年一月二十二日受領
答 弁 第 四 一 号

内閣衆質一九〇第四一号

平成二十八年一月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員井坂信彦君提出就労継続支援A型事業所及び就労継続支援B型事業所における障害者の就労条件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員井坂信彦君提出就労継続支援A型事業所及び就労継続支援B型事業所における障害者の就労条件に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、就労継続支援B型事業所を利用する障害者ごとに生活状況が異なることから、一概にお答えすることは困難である。

二について

お尋ねについては、政府としては把握していない。

三について

政府としては、御指摘の「あらゆる形態」の範囲については、労働契約法（平成十九年法律第二百二十八号）に規定する労働契約に該当するものは含まれる一方で、障害福祉サービスの利用であって、同法に規定する労働契約に該当しないものは含まれないと解している。